

3-1 浄化槽を設置する際の手続について教えてください。

1 浄化槽設置届について

浄化槽を設置する場合は、住宅の新築など建築確認を伴う場合と建築確認を伴わない便所の改造等の場合とでは手続が異なります。いずれの場合も、設置する市町村の担当課を経由して設置届を提出することになります。

なお、設置届の記載にあたっての留意事項は、p. 29 のとおりです。

(1) 建築確認申請に伴う浄化槽の設置

ア 浄化槽設置者（建築主等）

建築確認申請等に伴い浄化槽を設置する場合は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する浄化槽に関する図書を確認申請書に添付して、建築主事に申請します（建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項）。

また、指定確認検査機関に確認申請を行う場合も同様です（建築基準法第6条の2）。

イ 建築主事・指定確認検査機関

浄化槽に係る確認申請等を受理した場合は、浄化槽設置地を所管する保健所長に通知します（建築基準法第93条第5項）。

また、審査の結果、建築物の計画を含めて浄化槽に係る計画が建築基準関係規定に適合すると認めた場合は、建築確認済証等を交付します（法第6条第4項又は同法第18条第3項）。

ウ 保健所長

必要がある場合と認める場合は、建築基準法に基づく確認について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べることができます（建築基準法第93条第6項）。

(2) 建築確認申請を伴わない浄化槽の設置

便所の改造など建築確認申請を伴わないで浄化槽を新たに設置する場合は、浄化槽設置地を所管する保健所に設置届を提出します。

2 工事の着手について

届出を受けた知事は、届出を受理した日から21日（型式認定を受けた浄化槽にあつては10日）以内に、届出者に対し生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から必要な改善勧告を行うことができます。

また、特定行政庁は、同じ期間内に構造基準に照らして必要な変更、廃止命令を発することができます。したがって、浄化槽の設置工事は、この期間を経過した後でなければ着手することはできません。

※上記1の「保健所」、「保健所長」は、新潟県（新潟市を除く）においては、「県地域振興局健康福祉（環境）部（長）」となります。（以下、同じ）

※上記2の特定行政庁とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村長を、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。新潟県、新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市、新発田市

浄化槽設置届出書

提出年月日を記載する。
但し、着工予定年月日の10日又は21日前に提出する。

年 月 日

新潟県知事 ○ ○ ○ ○ 様
特定行政庁

設置者の住所 〒987-6543 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 協会 太郎 印

電話番号 025-283-2048

工場生産浄化槽の場合は、型式
名称と型式認定番号を記入
(詳細は型式認定集 p. 2 参照)

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番	○○市○○町○丁目○番○号		
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ <input checked="" type="checkbox"/> ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	専用住宅 153.5㎡		
5. 処理対象人員及び算定根拠	7人 (床面積130㎡以上につき)		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	1.4m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	90%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 ○○設備工業(株)	登録(届)番号 ○一第○○○	電話番号
9. 着工予定年月日	○年○月○日	10. 使用開始予定年月日	○年○月○日
11. 付近の見取図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>申請地</p> <p>至△△ 国道○号 至○○</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>浄化槽位置図</p> <p>住宅 道路</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>放流経路</p> <p>側溝 ↓ 排水路 ↓ ○○川</p> </div> </div>		

12. その他特記すべき事項
行政庁記入欄

住宅地図を縮小して貼付するなど、申請地の所在が容易に分かるようにする。

- (注意)
- 「新潟県知事 特定行政庁」については、不要なものを消すこと。
 - 2欄、3欄、及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 - 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
 - 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

- 備考1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

浄化槽設置届出書に関する留意事項について

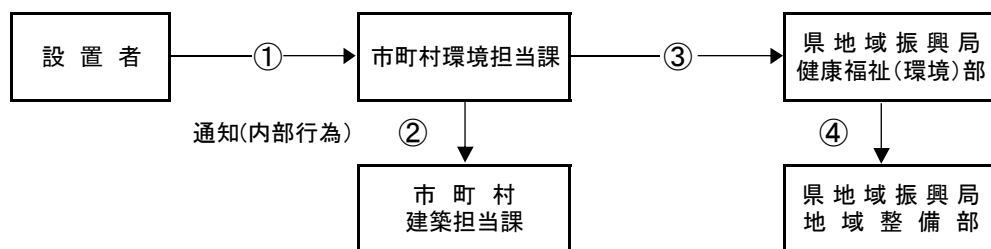
(新潟市を除く)

項 目	留 意 事 項
1 届出年月日及び着工予定年月日	届出者は、届出が受理された日から21日（型式認定浄化槽の場合は10日）を経過した後でなければ、浄化槽工事に着手してはならない。
2 浄化槽の種類	(1) 型式認定浄化槽の場合は、浄化槽の名称及び認定番号を確認する。 (2) 尿尿浄化槽構造基準（昭和55年建設省告示第1292号、最終改正平成18年国土交通省告示第154号）による第1から第12までの細目番号を確認する。
3 処理対象人員及び算定根拠	<p>(1) 処理対象人員の算定にあたっては、建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号によるJIS A 3302-2000）、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準、小規模合併処理浄化槽構造基準、同解説及び次の事項を参考として確認する。</p> <p>ア. 「居室」の範囲についての留意事項 共同住宅の台所兼食堂室が居間としての機能も備えていると解される場合は、1居室として居室数に加える。</p> <p>イ. プール、スケート場、駐車場、自動車車庫その他これらに類する用途において「t」の定めにくい場合にあっては、建築物の立地条件及び予定される使用条件等を勘案して、類似建築用途の実例と比較するなど適切な方法で算定してよい。</p> <p>ウ. 家具等の専門店で売場面積に対し、外来客の収容人員が非常に少ないことが明らかな場合は、その部分について一般店舗より少ない（1/2程度）処理対象人員としてもよい。</p> <p>エ. 処理対象人員算定基準表にない用途については、表中の建築用途のうち、類似の用途の数値を採用する。 ※「処理対象人員算定基準表における建築用途の類似例一覧表」を参照のこと。</p> <p>オ. 処理対象人員算定基準表によって計算された数値に小数点以下がついた場合は、全て切り上げて処理対象人員とする。</p> <p>カ. 増改築によって浄化槽を改造する場合で、水量、水質が明らかな場合であっても、原則としてJISにより処理対象人員を算定する（水質、水量からの逆算は行わない）。</p> <p>キ. 床面積より求めた人員に比較し実居住人員が著しく少ない農家等であっても、原則としてJISの処理対象人員算定を行うこと。ただし、長期的、季節的な利用見込が明らかな場合はこの限りではない。</p> <p>ク. ホテル・旅館において宴会場を有するか否かの判断は、対象建築物の使用形態（主な使用目的に結婚式場、会議場を含むかどうか）を考慮する。</p> <p>ケ. 理容院、美容院、花屋は店舗・マーケットに含む。</p> <p>コ. ゴルフ場の人員算定は、クラブハウス内のレストランの人員を原則として別途加算しない。</p> <p>サ. 海水浴場及びスキー場、観光地などの飲食店、旅館、ホテル等においては、JIS A 3302のおもて書きの2. 中のただし書き適用は原則として行わない。</p> <p>シ. 建築物に浄化槽を複数設ける場合は、原則として認めない。</p> <p>ス. 処理対象人員算定基準のおもて書きのただし書きを適用し、基準と大きく食い違う処理対象人員を採用する場合は、事前に所轄建築主事と協議すること。</p>
4 工事を行う予定の浄化槽工事業者	浄化槽工事業者は、登録（届出）業者とする。

項 目	留 意 事 項
5 付近の見取図	<p>(1) 設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物が明示されているか確認する。</p> <p>(2) 汚泥の引出し及び日常の保守点検が容易にできる空間を有する場所であるとともに、冬期間の点検等の作業に支障が無いこと。 なお、多雪地に設置する場合の合併処理施設（概ね処理対象人員201人以上）については、上屋を設けるか、又は建物の地下に設ける等、冬期間の保守点検及び清掃作業が支障なく行えるよう十分な措置を講じること。 また、必要に応じ消雪装置を設けた場合は、融雪水等が槽内に流入しないよう配慮すること。</p> <p>(3) 浄化槽放流水は水路等への排出を原則とする。なお、放流水を排出する水路等が無い場合で、かつ、敷地内で処理する場合は、その是非を含め事前に所轄保健所と十分協議すること。</p>
6 仕様書（添付資料）	<p>(1) 計画汚水量（日平均汚水量及び時間最大汚水量）及び汚水水質の設定にあたり、次の事項について十分調査を行い、適当な設定がなされているか確認する。 ア. 建築物の給水設備の能力及び計画給水量 イ. 現在使用の類似用途及び相応する実態の建築物の給水量、時間ごとの汚水排出量及びその水質等に関連する資料 ウ. 尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準、小規模合併処理浄化槽構造基準同解説に示す汚水量</p> <p>(2) 特殊な汚水への配慮がなされているかを確認する。 次に例示する汚水その他微生物の成育を阻害すると考えられる特殊な汚水の配管は、連結してはならない。 なお、これらの汚水を処理する必要がある場合には、尿尿浄化槽の放流水と合併後二次処理し、又は別途に処理しなければならない。 ア. 雨水 イ. 工場排水（物の生産工程から排出されるもの。一部食料品製造業に係る排水で1日あたりの排水量が50m³未満のものを除く。） ウ. 冷却、空調排水 エ. 病院、試験機関等の薬品排水 オ. 温泉地の旅館、ホテル等における共同浴槽の替湯排水 カ. 洗車場排水 キ. 給食センター等の排水 ク. クリーニング排水 ケ. 病院の腎臓透析排水</p> <p>(3) 処理対象人員が201人以上のもので流入水の流入変動が大きい場合においては流入を調整することができる構造とする。 流入変動対策を必要とするものは、次の事項を参考にする。 ア. ピーク時の流量が24時間平均流量の3倍を超える場合 イ. アに該当すると考えられるものを例示すると、集会所及び各種興行場、各種競技場及び体育館、百貨店及びスーパーマーケット、各種料理飲食関係店舗（レストラン、キャバレー、ドライブイン等）、遊園地、学校、駅ビル、バスターミナルビル、及び海水浴場、スキー場、観光地等の公衆便所、民宿、ホテル等である。</p> <p>(4) 型式認定浄化槽の場合は、認定番号を確認する。</p>
7 処理工程	<p>(1) 尿尿浄化槽構造基準（昭和55年建設省告示第1292号、最終改正平成18年国土交通省告示第154号）による浄化槽の各槽の組み合わせ順序が適当か確認する。</p>

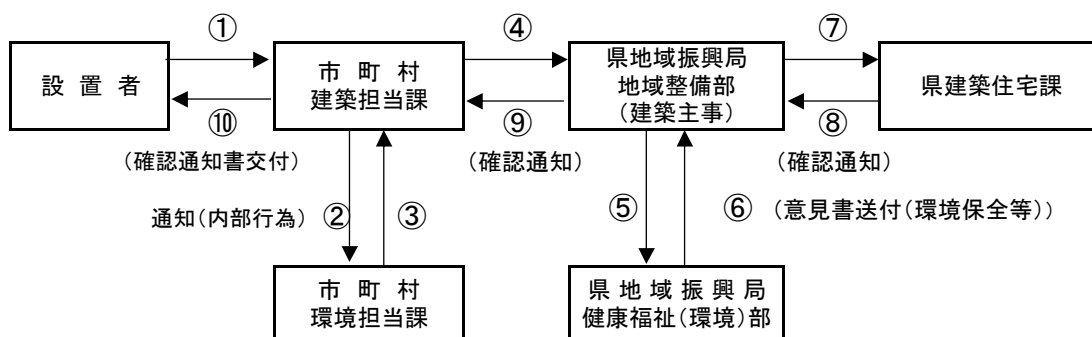
浄化槽設置届出事務処理系統図

浄化槽法に基づく届出



提出書類	書類の流れ及び保管場所			
	フロー番号	①	③	④
浄化槽設置届出書		4部 / <input type="checkbox"/> 1	3部 / <input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 1
浄化槽関係図面等 浄化槽構造図、仕様書、処理行程図 ※型式認定浄化槽の場合は不要		3部 / <input type="checkbox"/> 1	2部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
建物の平面図 ※処理対象人員50人以下の施設にあつては不要		3部 / <input type="checkbox"/> 1	2部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
※□印は保管部数を表す。		市町村環境担当課保管	地域振興局健康福祉(環境)部保管	地域振興局地域整備部保管

建築基準法法に基づく届出

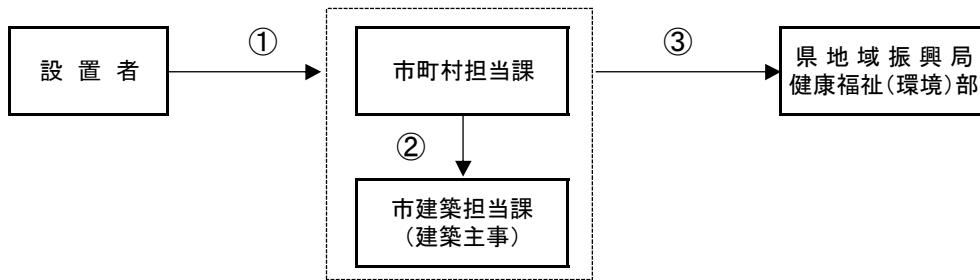


提出書類	書類の流れ及び保管場所					
	フロー番号	①	②	④	⑤	⑦
確認申請書又は計画通知書				<input type="checkbox"/> 1		(1)
浄化槽明細書(浄化槽設置届出書を準用)	4部	<input type="checkbox"/> 1		3部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	(1)
浄化槽関係図面等 浄化槽構造図、仕様書、処理行程図 ※型式認定浄化槽の場合は不要	3部	<input type="checkbox"/> 1		2部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	(1)
建築物の平面図 ※処理対象人員50人以下の施設にあつては不要	2部	<input type="checkbox"/> 1		1部	<input type="checkbox"/> 1	
※□印は保管部数を表す。		市町村環境担当課保管	地域振興局地域整備部保管	地域振興局健康福祉(環境)部保管	県建築住宅課保管	

※「浄化槽設置届等提出部数の変更について」(昭和63年3月18日付け環保第1660号、建第1836号)参照
 注: 浄化槽法に係る事務権限を移譲されている市町村は、浄化槽法に係る設置届出等の事務を県に代わって処理します。

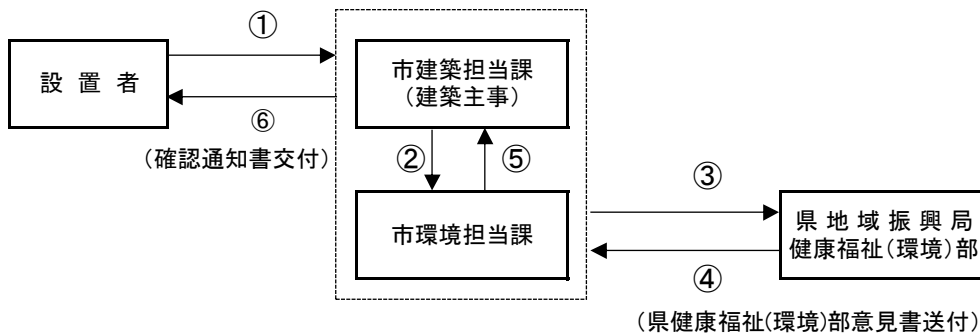
浄化槽設置届出事務処理系統図(建築主事を置く市:長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市)

浄化槽法に基づく届出



提出書類	フロー番号	書類の流れ及び保管場所		
		①	③	④
浄化槽設置届出書		4部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
浄化槽関係図面等 浄化槽構造図、仕様書、処理行程図 ※型式認定浄化槽の場合は不要		3部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
建築物の平面図 ※処理対象人員50人以下の施設にあっては不要		3部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
※□印は保管部数を表す。		市環境担当課 保管	市建築担当課 保管	地域振興局健康 福祉(環境)部保管

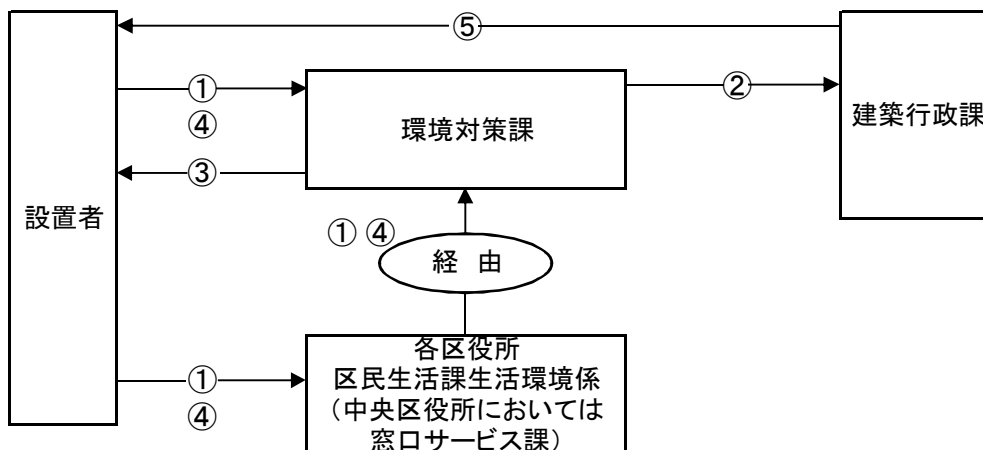
建築基準法に基づく届出



提出書類	フロー番号	書類の流れ及び保管場所		
		①	②	③
確認申請書又は計画通知書		<input type="checkbox"/> 1		
浄化槽明細書(浄化槽設置届出書を準用)		4部 / <input type="checkbox"/> 1	3部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2
浄化槽関係図面等 浄化槽構造図、仕様書、処理行程図 ※型式認定浄化槽の場合は不要		3部 / <input type="checkbox"/> 1	2部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
建物の平面図 ※処理対象人員50人以下の施設にあっては不要		2部	2部 / <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
※□印は保管部数を表す。		市建築担当課 保管	市環境担当課 保管	地域振興局健康 福祉(環境)部保管

新潟市の浄化槽設置届出事務処理系統図

浄化槽法に基づく届出



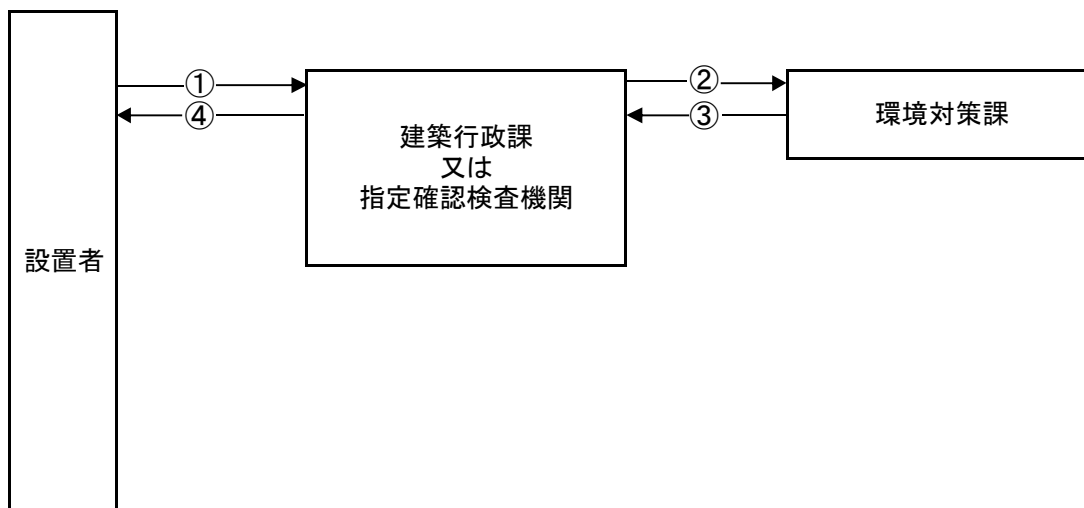
- ① 浄化槽設置届又は構造規模変更 環境対策課へ提出
- ② " 建築行政課へ提出
- ③ 勧告
- ④ 浄化槽使用開始報告書
 - ・浄化槽技術管理者変更報告書
 - ・浄化槽管理者変更報告書
 - ・浄化槽使用廃止届出書
- ⑤ 変更・廃止命令

※ 浄化槽休止・使用再開報告書の提出は浄化槽設置届に準ずる。

【設置届等窓口】

市役所本庁	環境対策課水質係
北区役所	区民生活課生活環境係
東区役所	区民生活課生活環境係
中央区役所	窓口サービス課生活環境係
江南区役所	区民生活課生活環境係
秋葉区役所	区民生活課生活環境係
南区役所	区民生活課生活環境係
西区役所	区民生活課生活環境係
西蒲区役所	区民生活課生活環境係

建築基準法に基づく届出



- ① 確認申請・計画通知及び浄化槽設置届
建築行政課又は指定確認検査機関へ提出
- ② 環境対策課へ浄化槽設置届送付
- ③ 建築行政課又は指定確認検査機関へ意見書
- ④ 変更・廃止命令、確認通知